

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	薬物中毒患者届出に関する条例		
条 例 番 号	昭和 23 年神奈川県条例第 10 号	法 規 集	第 8 編第 3 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部薬務課		
条 例 の 概 要	薬物による急性中毒患者を診断等した医師による知事への届出に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも 必要な 条例か。)	この条例は、薬物中毒患者の医療措置及び薬物の危害防止措置を講ずることを目的として制定したものであるが、今日では、麻薬及び向精神薬取締法、食品衛生法等の他法令により薬物の中毒患者に関する情報の収集が可能となっているほか、農薬取締法等他法令の規制により必要な危害防止措置が講じられることから、この条例の必要性は低い。	・過去 10 年間は、届出実績なし ・類似の条例を制定している自治体は、北海道のみ
	有効性 (現行の内 容で課題 が解決で きるか。)	薬物中毒患者の医療措置及び薬物の危害防止措置のための情報の収集については他法令による対応が可能であり、この条例による届出制度の本県の薬事行政への有効性は低い。	
	効率性 (現行の内 容で効率 的といえ るか。)	薬物中毒患者の医療措置及び薬物の危害防止措置のための情報の収集については他法令による対応が可能であることから、届出者に対して重複して義務を課しているという面があり、効率的な事務執行とはいえない。	
	基本方針適合性 (県政の基 本的な方 針に適合 している か。)	薬物中毒患者の医療措置及び薬物の危害防止措置のための情報の収集については他法令による対応が可能であることから、「行政改革の基本方針」に位置づけられた業務プロセスの改革の観点から、適合性については課題がある（整理が必要である。）。	
	適法性 (憲法、法 令に抵 触しな いか。)	薬物中毒患者の医療措置及び薬物の危害防止措置のための情報の収集については他法令による対応が可能であることから、これとは別に届出義務を課す本条例の規定については、目的に照らして最小限の規制とは言い難い。	
その他			
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	他法令により具体的な薬物の中毒患者に関する情報収集や危害防止措置が可能であることから、廃止を検討する。	
次回見直し予定	-	見直し規定の有無	有 無